



島根県報

令和2年6月12日（金）

号外第78号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

【正 誤】

令和2年3月6日付け島根県報号外第19号中

(道路維持課) 3

告 示**島根県告示第394号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	邑智郡邑南町鱒淵1023番1地先から同1032番14地先まで	メートル 446.00	令和2年 6月12日	県央県土整備 事務所	

正 誤

令和2年3月6日付け島根県報号外第19号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

3

			誤					
ページ 3	"	"	安来市上吉田町字田中 726番1地先から同694 番3地先まで	前	A	4.20～ 21.30	73.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
					B	8.10～ 28.40	77.50	
				後	B	7.50～ 11.60	77.50	
	前	A	4.00～ 7.50		320.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ		
		A	4.00～ 7.50		320.00			
	B	12.00～ 26.50	310.00					
			正					
"	"	安来市上吉田町字田中 726番1地先から同694 番3地先まで	前	A	4.20～ 21.30		73.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	8.10～ 28.40		77.50	
			後	B	7.50～ 11.60	77.50		